浦添市ふるさとてだこの都市応援基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和　8　年 11 月　4　日

浦添市長　松本哲治

浦添市規則第51号

浦添市ふるさとてだこの都市応援基金条例施行規則の一部を改正する規則

浦添市ふるさとてだこの都市応援基金条例施行規則（平成28年規則第56号）の一部を次のように改正する。

第４条第11号及び第12号を次のように改める。

(11)　市内小学校応援事業

(12)　市内中学校応援事業

第４条第13号から第26号までを削る。

様式を次のように改める。

様式（第２条関係）

# 浦添市ふるさとてだこの都市（まち）応援寄附申込書

浦添市長　殿　　年　月　日

| | |
|---|---|
| ご住所 | 〒　　－<br>都道府県　　市区町村 |
| ふりがな | |
| お名前 | |
| 電話番号 | －　　－ |
| 日中連絡先 | －　　－　　（お礼の品送付の際に必要となります。） |
| FAX | －　　－ |
| E-mail | @ |

（１）寄附金額

| |
|---|
| 円 |

（２）希望する寄附金の使途（（１）でご記入いただいた金額を、希望する使途に振り分けてください。）
（例１）寄附金額 10,000 円→「①」に 10,000 円（例２）寄附金額 10,000 円→「③」に 5,000 円、「⑤」に 5,000 円

| | | |
|---|---|---|
| | ① 産業振興に関する事業 | 円 |
| | ② 生涯学習に関する事業 | 円 |
| | ③ 未来を担う人づくりに関する事業 | 円 |
| | ④ 文化の創造に関する事業 | 円 |
| | ⑤ 福祉のまちづくりに関する事業 | 円 |
| | ⑥ 快適で美しいまちづくりに関する事業 | 円 |
| | ⑦ 環境と共生するまちづくりに関する事業 | 円 |
| | ⑧ 災害等の対策に関する事業 | 円 |
| | ⑨ 沖縄都市モノレール応援事業 | 円 |
| | ⑩ 東京ヤクルトスワローズ応援事業 | 円 |
| | ⑪ 性の多様性を認め合うまちづくりに関する事業 | 円 |
| | ⑫ 子育て支援に関する事業 | 円 |
| | ⑬ 市民の夢応援プロジェクト（まちづくりプラン賞） | 円 |
| | ⑭ てだこまつり事業 | 円 |
| | ⑮ てだこウォーク事業 | 円 |
| | ⑯ 浦添城（グスク）整備に関する事業 | 円 |
| | ⑰ 牧港補給地区（米軍基地）の跡地開発に関する事業 | 円 |
| | ⑱ 市内小学校応援事業 | 円 |
| | ⑲ 市内中学校応援事業 | 円 |
| | ⑳ 市におまかせ | 円 |

※記載がない場合は、⑳に活用させていただきます。

（３）希望する納入方法

| | |
|---|---|
| ①　郵便振替 | 寄附申込書受領後、ゆうちょ銀行の振替用紙を送付いたしますので、最寄りの郵便局又はゆうちょ銀行からお振り込みください。※振込手数料はかかりません。 |
| ②　自治体窓口 | 浦添市役所 企画課までご持参ください。 |

（４）返礼品のご希望有無について、☑をご記入ください。

また、返礼品をご希望される場合は、以下へご希望の返礼品をご記入ください。

| | |
|---|---|
| □　返礼品を希望する。 | □　返礼品を希望しない。 |

**【ご希望の返礼品】**

| 管理番号 | 返礼品名 | 寄附金額 | 個数 | 小計 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | 合計金額 | |

**【返礼品のお届け先】<u>※返礼品送付先が寄附者情報と異なる場合のみ、ご記入ください。</u>**

| | |
|---|---|
| ご住所 | 〒　　－<br>都道府県　　市区町村 |
| ふりがな | |
| お名前 | |
| 電話番号 | －　　－ |
| 日中連絡先 | －　　－　　（お礼の品送付の際に必要となります。） |

（５）寄附金税額控除に係る申告書（ワンストップ特例申請書）の希望有無について、☑をご記入ください。

| | |
|---|---|
| □　ワンストップ特例申請書を希望する。 | □　ワンストップ特例申請書を希望しない。 |
| 申請書をご希望の方は本人様確認の為、生年月日をご記入ください。 | 西暦　　年　　月　　日 |

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

浦添市ふるさとてだこの都市応援基金条例施行規則（平成28年規則第56号）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
| --- | --- |
| 浦添市ふるさとてだこの都市応援基金条例施行規則<br><br>平成28年７月15日<br>規則第56号 | 浦添市ふるさとてだこの都市応援基金条例施行規則<br><br>平成28年７月15日<br>規則第56号 |
| （事業の指定）<br>第４条　条例第２条第１項第８号に規定する事業は、次のとおりとする。 | （事業の指定）<br>第４条　条例第２条第１項第８号に規定する事業は、次のとおりとする。 |
| (1)～(10)　〔略〕 | (1)～(10)　〔略〕 |
| (11)　浦添小学校応援事業 | (11)　市内小学校応援事業 |
| (12)　仲西小学校応援事業 | (12)　市内中学校応援事業 |
| (13)　神森小学校応援事業 | 〔削る〕 |
| (14)　浦城小学校応援事業 | 〔削る〕 |
| (15)　牧港小学校応援事業 | 〔削る〕 |
| (16)　当山小学校応援事業 | 〔削る〕 |
| (17)　内間小学校応援事業 | 〔削る〕 |
| (18)　港川小学校応援事業 | 〔削る〕 |
| (19)　宮城小学校応援事業 | 〔削る〕 |
| (20)　沢岻小学校応援事業 | 〔削る〕 |
| (21)　前田小学校応援事業 | 〔削る〕 |
| (22)　浦添中学校応援事業 | 〔削る〕 |

| | |
|---|---|
| (23)　仲西中学校応援事業 | 〔削る〕 |
| (24)　神森中学校応援事業 | 〔削る〕 |
| (25)　港川中学校応援事業 | 〔削る〕 |
| (26)　浦西中学校応援事業 | 〔削る〕 |
| 様式（第２条関係） | 様式（第２条関係） |
| 〔略〕 | 〔略〕 |